

FITに向けた米子空港を起点とする周遊コースの造成及び情報発信事業 提案競技実施要領

令和7年6月25日

1. 目的

島根県には、海外からの直接的なゲートウェイがなく、本県を訪れる来訪者の約3割は、米子空港や広島空港など隣県の空港から訪日している。そのような状況下において、空港を起点とした二次交通の周知が課題となっている。

本課題の解決のため、米子空港を利用して訪日する個人旅行客を想定した、米子空港から島根県及び島根県内の移動手段を明記したモデルコースを造成するとともに、造成したモデルコースの情報発信を行う。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 FITに向けた米子空港を起点とする周遊コースの造成及び情報発信事業
- (2) 業 務 内 容 別添「FITに向けた米子空港を起点とする周遊コースの造成及び情報発信事業」
提案競技仕様書5のとおり
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から令和8年1月16日まで
- (4) 委託上限額 3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 単独の法人、もしくは、複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (3) 単独の法人、もしくは、コンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」または「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16

年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

募集に当たり、提案公募参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和7年6月25日(水)～令和7年7月3日(木) 17時 ※参加表明書、提案質問書、提案書の様式は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 提案の参加表明書の提出	・提案に参加するものは、参加表明書(様式1:押印不要)を令和7年7月3日(木) 17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ・参加表明書(様式1)に記載する添付資料をあわせて提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和7年7月4日(金)
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず提案質問書(様式2)にて、令和7年7月3日(木) 17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答予定日	令和7年7月7日(月)
(6) 質疑の回答方法	・提案公募の参加資格があると通知した者に対して、各者から提出のあった質疑を取りまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7) 提案書提出期限	令和7年7月17日(木) 17時
(8) 受託候補者の選定	令和7年7月下旬を予定
(9) 提出先及び問い合わせ先	島根県商工労働部 観光振興課 国際観光推進室 担当: 越智、満田、村上 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL: 0852-22-6756 FAX: 0852-22-5580 E-mail: kankou@pref.shimane.lg.jp

5. 提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	・提案書(様式3)により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 (図表等は必要に応じA3版の折り込みも可とする。)
(2) 提出方法	・4部提出すること。 ・令和7年7月17日(木) 17時までに持参または郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)まで

	とし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) その他の書類	・見積書（押印不要）を提案書（４部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。 ・見積書の宛名は「島根県知事 丸山達也」とし、貴社代表者の職氏名を記載すること。
(4) その他の留意事項	・参加表明書または提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、１提案あたり５，０００円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託候補者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。提案にかかる経費は、受託候補者を選定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・複数の提案は認めない。 ・提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	・次項の審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者（１者を予定）を本業務の受託候補者として選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。	
(2) 審査基準	審査項目	審査内容
	周遊コース及び発信内容の魅力度	・米子空港からの二次交通（バス、鉄道）利用に係る心理的ハードルを下げる内容であるか（観光客が訪れたいような内容であるか） ・対象地域のターゲットの嗜好が反映された内容であるか ・本県の魅力が伝わる内容であるか
	情報発信の拡散力	・対象地域ごとに最適だと思われる情報発信手段が選択されているか ・KOL や発信メディアの選定にあたっては、データや実績等に基づいた分析がなされているか ・発信にあたり、より多くのターゲットに情報が拡散される工夫がなされているか
	計画の実行性及び組織の業務遂行能力	・適切な事業計画が示されているか ・本業務に必要な専門知識、ノウハウを有しているか ・過去に類似する事業の実施実績を有しているか ・本業務を円滑かつ確実に遂行することのできる実施体制、人員が整っているか ・県との連絡窓口が明らかになっているか

	成果指標の設定	・実現可能な指標となっているか ・成果指標の設定および検証方法は適切か
	しまね子育て応援企業、しまね女性活躍応援企業の該当	単独の法人若しくはコンソーシアムの代表者又は構成員が、 ・しまね子育て応援企業（こころカンパニー）に認定されている ・しまね女性活躍応援企業に登録されている
	見積金額の妥当性	・費用対効果の観点から適切な見積額となっているか（予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか）
(3) 提案者への採否通知		・令和7年7月下旬に参加者に文書により通知する

7. 契約手続き等

(1) 委託料上限額	3, 300, 000円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、受託候補者の提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(2) 契約方法等	受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3) 委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし、契約に基づき、県が必要があると認めたときは、契約書に定める額の範囲内で前金払することができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(7) 契約書及び仕様書	別途作成・指示する。
(8) 契約情報の公表	契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、不落の場合であっても入札参加者名（見積書提出名）及び入札金額（見積金額）を公表することがある。